

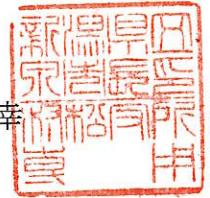
五泉市告示第 114 号

住居表示の実施について

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づき、住居表示の実施について次のとおり定めたので、同法第 3 条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

五泉市長 田邊 正幸



記

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 実施区域 | 別図のとおり |
| 2 実施期日 | 令和 8 年 10 月 13 日 |
| 3 住居表示の方法 | 街区方式 |
| 4 街区符号及び住居番号 | 住居表示新旧・旧新対照表のとおり |
| 5 関係図書 | 五泉市村松支所 地域振興課に据え置く |